

奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十六号

奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例

### (設置)

**第一条** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第二十五条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

**第二条** 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、就学前の子どもに関する教育、保育等に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

### (任期)

**第三条** 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

**第四条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

**第五条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門委員)

**第六条** 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

**第七条** 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

**第八条** 審議会の庶務は、健康福祉部こども・女性局において処理する。

(その他)

**第九条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。